

団体名	熊野町	所 属	企画財政課	他団体等との連携	大学等教育機関
連絡先	(082) 820-5632				

取組事例名	生活福祉交通「おでかけ号」の運行	取組期間	平成23年度～平成25年度
--------------	------------------	-------------	---------------

取組の概要 ~ 交通弱者のための交通手段の確保

経営悪化に伴うバス路線の廃止の検討をきっかけとして、既存バス路線の維持・存続及び高齢者、障害者等の交通弱者の移動手段を確保するため、生活交通計画を策定し、「おでかけ号」の運行を開始した。

取組の背景 ~ 経営悪化に伴う、バス路線の廃止の検討

熊野町では、平成18年の道路運送法の改正時に、町内唯一の公共交通機関である路線バス事業者が、経営状態の悪い路線の廃止を広島県生活交通対策協議会に申し入れた。

しかし、住民は町内唯一の公共交通機関がなくなるのは好ましくないとし、署名運動や運営資金の一部を広島市と熊野町が補助することで、廃止ではなく大幅な減便ではあるが存続が決定された。

熊野町は谷あいに町がある地形であり、町のほぼ中央をバス路線が縦断している。このバス路線から少し距離をおいた山あいには小団地が多く開発され、平成23年3月現在、高齢化率27%と本町の住民にとって、坂道の存在が住民の生活の支障となっていた。そのため、従前から町内循環バスの要望がなされていたが、こうしたバスの減便はさらに住民に不自由を強いるようになっている状況であった。

取組のねらい ~ 路線バスの維持・存続、交通弱者の移動手段確保

- (1) 既存の路線バスの維持・存続
- (2) 高齢者、障害者等の交通弱者の移動手段の確保

取組の具体的な内容 ~ ワークショップを通じて生活交通運行計画の策定

(1) 生活交通計画の策定【平成23年度】

生活交通運行計画を策定するため、熊野町を地域の特性に応じて3地域（東部、中央部、西部）に分け、住民による検討組織（ワークショップ）を設け、運行ルートの選考等を検討した。

- ・1回目・・・交通の移動で困ったこと、行きたい場所・時間・頻度等を協議
- ・2回目・・・このようなところに行って欲しい、ここではバスを留められます等を協議
- ・3回目・・・バス路線・停留所計画、バスシステムの活用について等を協議

また、この期間中に、路線バス事業者と海田警察署を交えた検討を実施。路線バス事業者の営業を妨げないか、道路交通法上可能な計画かどうか協議した。

(2) 実証運行の実施【平成24年度】

生活交通運行計画に基づき、3地域（東部、中央部、西部）に分け、町内のタクシー業者（2社）と委託契約を締結し、ジャンボタクシー（9人乗り）により実証運行を実施した。

- ・実証期間…平成24年7月2日（月）～12月22日（土）144日間（日・祝日を除く）
- ・東部…月曜日6便、木曜日6便、土曜日午前3便、運行日数58.5日、利用人数1,038人
- ・中央部…火曜日6便、金曜日6便、運行日数49日、利用人数1,609人
- ・西部…水曜日6便、土曜日午後3便、運行日数36.5日、利用人数1,051人
- ・合計利用人数3,698人、1便当たり平均利用人数4.3人

期間中には、運行形態や利便性などを把握するため、利用者のアンケート調査を実施し、今後の運行の参考資料とした。平成25年2月に有識者等で組織する生活福祉交通協議会を設置し、実証運行の結果を踏まえ、平成25年度から生活福祉交通「おでかけ号」の本格運行を決定した。

(3) 「おでかけ号」の本格運行の実施【平成25年度】

実証運行から運行形態を一部変更（運行曜日・便数の減）し、4月1日から本格運行を実施した。

- ・運行期間…平成25年4月1日（月）～平成26年3月31日（月）（土・日・祝日を除く）
- ・東部…月曜日午前3便、水曜日6便
- ・中央部…火曜日5便、金曜日5便
- ・西部…月曜日午後3便、木曜日6便

取組を進めていく中での課題・問題点～ワークショップへの積極的な参加等

(1) ワークショップの開催

ワークショップへの参加については、基本的に公募としたが、公募による参加者が少なかったため、どのように地域の実情や交通弱者の意見を取り入れるかが課題となった。

(2) 路線バス事業者への影響

生活福祉交通「おでかけ号」の運行においては、既存バス路線と重複する区間が多くあり、路線バス事業者への影響（補償補填等）が課題となった。

創意工夫した点～地域住民の参加等

(1) ワークショップの開催

地域の実情を反映した計画となるよう、町内の三つの地域（東部、中央部、西部）でワークショップを開催し、各自治会から参加をお願いした。また、参加者が交通弱者でない場合は、交通弱者の視点からとして意見を集約した。運営面では、全体進行を中立な立場である交通計画等を研究されている大学教授にお願いし、各グループには、町職員を配置し、住民の方が発言しやすいよう進行した。

(2) 路線バス事業者への影響

既存バス路線の維持、存続が前提のため、生活福祉交通「おでかけ号」の実証運行が始まる平成23年6月時点で、重複するコースの路線バス利用者を基本数値として、利用者が減少した場合の影響額を算出し、路線バス事業者に補償することで合意した。

取組の成果（効果）～路線バス事業者への影響、交通弱者の移動手段の確保

(1) 路線バス事業者への影響、維持・存続

実証運行による路線バス事業者への補償補填は、5万9千円と想定よりも安価となり、路線バス事業者への影響は少なかったように思われ、引き続き、様子を見ながら維持・存続を図る。

今後、生活福祉交通「おでかけ号」を利用して、路線バスに乗り継ぐ形が構築できれば、維持・存続が継続できるものと考えられる。

(2) 高齢者等の交通弱者の移動手段の確保

本格運行においては、実証運行よりも利用人数は増加傾向となっている。また、利用者は、山あるいは小団地から買い物や病院に通院する目的で利用する方が多く、高齢者等の交通弱者の移動手段の確保に繋がっている。

	平成24年度 実証運行	平成25年度 本格運行				
1便当たりの利用者数	7月～12月	4月	5月	6月	7月	
	4.3人	4.7人	5.0人	4.7人	5.5人	

今後の展開～大学教授と連携し、運行に関する意見の収集等

財政の事情もあることから、財源がある限り、今後も継続する方向で考えている。

継続するには、今後も、大学教授の指導等を仰ぎながら、利用されない方へのアンケート調査等を実施し、利便性を高めたり、ホームページなどの掲示板の意見等を集め、生活福祉交通「おでかけ号」の効率的な運行を展開する。また、国や県からの運行に係る補助金制度が創設されないか注視する。

他団体へのアドバイス～交通弱者の移動手段の確保

昨今、交通弱者の移動手段の確保は、高度成長期に開発された団地などの高齢化に伴い、どの自治体でも重要な課題である。対策にあたっては、色々な手法が考えられると思われるが、財源なくして事業実施は考えないので、各自治体の実情を把握し、県内の重要課題として各市町が情報を共有し、対策を考えに行くことが大切であると思われる。

また、現在、広島広域都市圏協議会（山口県2市を含む11市6町で構成）では、若手職員が共同交流研修として集結し、平成25年度研修テーマとして、「持続可能な公共交通のあり方」として課題を取り組んでおり、研修発表の結果が待ち遠しい状況である。

最後に、生活福祉交通「おでかけ号」の運行にあたっては、路線バス事業者への影響と「おでかけ号」の利便性の向上の両立の課題があるが、行政、路線バス事業者が課題を共有し、お互いの事業が共存でき、利益や利便性の向上が図れるよう、共に協議しながら取り組んで行くことが大切であると思われる。